

高知県公安委員会告示生企第12号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月30日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

別表のとおり

別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
埼玉県北足立郡伊奈町西小針六丁目90番地 株式会社ゼクロスクリエイティブ 代表取締役 甲斐 康伸	回胴式遊技機 S グランベルム Z X Z 3 3 0 0 7 7	告示の日 から3年 間
愛知県一宮市高田字池尻1番地 K P E 株式会社 代表取締役 渡邊 郁	回胴式遊技機 L ラブキューレ 2 P S 3 S 0 0 4 8	告示の日 から3年 間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司	ぱちんこ遊技機 e 義風堂々!! ~ 兼続と慶次 ~ 3 D M 5 - S 3 P 0 2 7 3	告示の日 から3年 間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社 E X C I T E 代表取締役 大住 信雄	回胴式遊技機 L パチスロうる星やつら E V 3 S 0 1 6 0	告示の日 から3年 間
大阪府大阪市天王寺区生玉前町1番27号 株式会社ベルコ販売 代表取締役 神農 勝進	回胴式遊技機 S スーパービンゴ H H 1 2 S 1 8 4 8	告示の日 から3年 間
東京都台東区東上野一丁目19番6号 株式会社ヤーマ 代表取締役 荒川 誠治	回胴式遊技機 S スーパービンゴ H Y 1 - 3 0 3 S 0 0 8 0	告示の日 から3年 間
愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求	ぱちんこ遊技機 P 聖闘士星矢超流星 A H B C 2 P 0 7 0 7	告示の日 から3年 間
愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社サンスリー 代表取締役 岡村 鉦	ぱちんこ遊技機 P G O ! G O ! マリン 3 0 0 0 H C D 3 1 0 1 5 2	告示の日 から3年 間